

令和3年度狂犬病予防注射日程表



通知書が郵送された方(登録済の方)は、当日必ず通知書を持参してください。

- 対象：生後91日以上飼育犬
- 日程及び場所：下記一覧表のとおりです。
- 登録・予防注射料金
 - ★ はじめて登録・注射をする場合 1頭につき 6,250円
 - ★ すでに登録されている場合(注射のみ) 1頭につき 3,250円

【料金内訳】	
登録料	3,000円
注射料金	2,700円
注射済票交付手数料	550円

※ 料金の支払いについては、おつりがないうようご協力をお願いいたします。

- 犬が死亡、失踪、他人に譲渡した場合、登録を抹消しますので届出をしてください。

地区	月日	時 間	場 所	地区	月日	時 間	場 所
野木沢・石川地区	4月13日(火)	9:30~10:00	大日向入口バス停前	山橋地区	4月16日(金)	9:30~9:50	板橋薄井サヨ子氏宅前
		10:15~10:30	塩沢構造改善センター前			10:00~10:15	塩ノ沢バス停前
		10:45~11:15	野木沢自治センター前			10:25~10:35	板仲集会所前
		11:30~11:45	奥井商店前			10:45~11:00	板南生活改善センター前
		13:30~13:50	曲木研修集会所前			11:10~11:25	南山形中野沢集会所前
		14:10~14:25	新田ふれあいセンター			11:35~11:50	北山形集会所前
		14:35~14:45	鹿ノ坂雇用促進住宅入口(会田魚店さん脇空き地)			13:30~13:40	福田集会場前
母畑・石川地区	4月14日(水)	9:30~9:50	上母畑研修集会所前	沢田地区	4月19日(月)	9:30~9:50	上沢井公民館前
		10:00~10:10	母畑自治センター駐車場			10:00~10:15	東内打佐藤芳伸氏宅前
		10:20~10:30	旧母畑発電所前			10:25~10:40	下沢井集会所前
		10:40~10:50	湯郷渡公会堂前			10:50~11:05	(新) 沢田自治センター前
		11:00~11:10	北山研修集会所前			11:15~11:30	大池火の見やぐら跡
		11:20~11:25	北山高野集乳所前			11:40~11:55	赤羽集会所前
		11:35~11:50	関場秋山工業脇			13:30~13:45	古内集会所前
		13:30~13:45	境ノ内水野商店脇			13:55~14:10	新屋敷農業振興会館前
		13:55~14:10	古館橋たもと			14:20~14:30	鷹ノ巣野内正一氏宅前
14:20~14:45	旧石川町公民館前	14:35~14:45	烏内橋たもと				
中谷地区	4月15日(木)	9:30~9:50	矢造深谷商店前	石川地区	4月20日(火)	9:30~9:50	猫啼温泉入口
		10:00~10:25	中田区会事務所入口			10:00~10:20	王子平集会所前
		10:35~10:45	迎高野入口			10:30~10:45	新屋敷屯所前
		10:55~11:15	中谷自治センター前			10:55~11:10	秋台地内三叉路
		11:25~11:50	石川土木事務所前			11:20~11:45	立ヶ岡関根魚店脇
		13:30~13:45	谷津農協倉庫前			13:30~13:50	当町集会所前
		13:55~14:05	旧中谷第一小学校入口			14:00~14:40	下泉まちなか駐車場(旧石川町役場)
		14:15~14:30	谷沢集会所入口				
		14:40~14:50	坂路公会堂前				



● 問合せ 石川町役場 生活環境課 Tel.26-9137

犬の登録と狂犬病予防注射実施のお知らせ

令和3年度の畜犬登録と狂犬病の予防注射を4月13日（火）から20日（火）の期間、各地区において狂犬病予防接種を実施いたします。（畜犬登録済みの方には、個別に文書による通知を行っております。）

狂犬病予防法により生後91日以上の子犬は、その所在地を管轄する市町村への登録（生涯1度）と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられていますので、忘れずに実施してください。

○ 狂犬病予防注射の注意事項

- ① 犬の体を清潔にし、安静状態で連れてくること
- ② 犬をしっかり扱える方が連れてくること（他の犬と「ケンカ」などをすることがないように制御すること）
- ③ 引き綱は丈夫な鎖などを使用し、首輪の点検も忘れないこと
- ④ 犬のフンなどを始末する用具（シャベル・袋等）を用意すること
- ⑤ 次のような時は、必ず注射前に申し出て獣医師の指示を受けること
 - ア. 犬が病気にかかっていると思われるとき
 - イ. 予防注射のショックなどの副反応をおこしたことがある（発疹・じんましん・けいれん・ヨダレを流すなど）
 - ウ. 妊娠初期、又は妊娠末期のとき
 - エ. 1ヶ月以内に、ほかの予防注射を受けているとき



○ 犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに・・・

集合方式による登録と狂犬病予防注射は、年に1回となっております。忘れずに実施してください。

この期間に予防接種を実施できない場合（妊娠・病気・生後90日以内など）には、最寄りの動物病院で予防接種を受け、「狂犬病予防注射証明書」を役場に持参し、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。なお、厚生労働省の定める予防注射の実施時期は毎年4月～6月となっておりますので、この期間に予防注射を実施できない場合は、獣医師の交付する「猶予証明」を役場へ提出してください。

飼い主のみなさんへお願い

散歩などで愛犬を外出させる場合には、フンなどの汚物を放置せず、飼い主の方が責任を持って処理してください。

フンなどの放置は衛生上好ましくなく、景観の悪化やマナーの低下を引き起こします。

また、軽犯罪法により、「公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てること」を禁止していますので、きれいな町を保つためにも、犬のフンの適正な処理をお願いいたします。